

# 普天間飛行場代替施設の建設設計画・環境影響評価 を円滑に進めるためのワーキングチーム会合 (第1回)

平成 20年 8月5日 (火)  
午後 4時45分 から  
於 : 防衛省

## ○ 議題

- 1 ワーキングチームの設置について
- 2 環境影響評価の取組状況
- 3 その他

## ○ 配付資料

普天間飛行場代替施設の建設設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチームの設置について

普天間飛行場代替施設の建設設計画・環境影響評価を  
円滑に進めるためのワーキングチームの設置について

平成20年7月31日

(目的)

- 1 第8回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会（平成20年7月18日開催）における合意に基づき、普天間飛行場代替施設の建設設計画・環境影響評価を円滑に進めるため、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の下に、普天間飛行場代替施設の建設設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(検討内容)

- 2 ワーキングチームでは、次の事項について検討する。
  - (1) 代替施設の建設設計画
  - (2) 環境影響評価の円滑な実施
  - (3) その他必要な事項

(構成員)

- 3 ワーキングチームの構成員は、防衛省地方協力局次長、地方協力企画課長、沖縄調整官、防衛政策局次長、日米防衛協力課長、経理装備局施設技術官、内閣官房参事官、内閣府政策統括官付参事官、外務省北米局審議官、日米地位協定室長、沖縄県知事公室長、返還問題対策課長、名護市政策推進部長、宜野座村企画課長とする。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の主宰)

- 4 ワーキングチームは、防衛省地方協力局次長が主宰する。

(事務局)

- 5 ワーキングチームの事務は、沖縄県の協力を得て、防衛省との連携の下に内閣官房において処理する。
- 6 その他、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、ワーキングチームが定める。